

# 令和3年度第1回川口市緑化対策委員会議事概要

日 時 令和3年8月4日(水)

(開会：午後 2時15分 閉会：午後 3時15分)

会 場 第一本庁舎6階 601大会議室

出席者 委 員 ◎秋田 典子 ○寺山 樹生 江村 薫  
平林 貢 石川 千加子 町田 治子  
水落 誠 神山 裕則 加藤 良江  
郡 豊 齊藤 聡  
(◎会長 ○副会長)

幹 事 技監兼都市計画部長 川田 昌樹  
経済部農政課長 安達 一広  
建設部次長兼公園課長 大沼 伸康  
都市計画部次長兼みどり課長 大塩 洋則

開 会

幹 事 挨拶(技監兼都市計画部長)

事務局 新任委員の紹介。  
本日の出席状況(委員11名出席)を報告。  
「川口市緑化対策委員会条例」に基づき本会議の成立について宣言。

会長及び副会長の選出

会長 秋田 典子 委員

会 長 挨拶

事務局 配布資料の確認。会議録作成のため録音機の設置を報告し、会長に議事録署名人の指名を依頼。

会 長 平林委員を指名。

事務局 傍聴希望者が1名である旨の報告。条例の規定に基づき議事の進行を会長にお願いする。

議 長 新たに委員となって初めての委員会ですので、簡単に自己紹介をお願いしたい。

- 各委員 自己紹介を行う。
- 議長 「議題（１）報告事項、①第２次川口市緑の基本企画の進捗管理について」事務局に説明を求める。
- 事務局 資料１に基づき、説明する。
- 議長 ただいまの報告に対し質問等はあるか。
- 委員 イイナパーク川口のコンセプトについて、自然回帰・子供たちの遊び場の提供・休息場所等といった様々なとらえ方ができるように思うが、最終的に目指す施設像はどういったものか。
- 事務局 ただいま例示的にあげていただいたものはすべてコンセプトして網羅している。特にあげるとすれば、川口の歴史と自然とを知ってもらおうということである。
- 委員 承知した。
- 委員 イチリンソウの自生地で活動をしているが、寄附でいただいたトイレを長年使用しており、イチリンソウ自生地に適したトイレを市で新たに設置してほしい。
- 事務局 関係課とともに検討していきたい。
- 委員 承知した。
- 委員 P.10のグリーンセンターの改修計画はどういったものか。  
また、P.13のアライグマの問題について、増加していると聞いているが、市全体としてはどのような状況であるか。見沼自然の家で活動しており、ここ５年の間に３度ほど繁殖があった。駆除したいと思いつつも罠にもかかりにくく、苦慮している。
- 事務局 グリーンセンターの改修計画については担当がグリーンセンター本体のため、全容は把握していないが、資料にもあるように昆虫をテーマとした箇所とフィールドアスレチック施設を順次進めている。全体的に老朽化しているため、今後さらに整備を進めていくと聞いているが詳細は後ほど必要であれば確認し説明をさせていただきたい。  
アライグマについては、担当が環境部であるため頭数等の資料がないので、後ほど資料を用意して説明を行うということで良いか。
- 委員 承知した。
- 議長 P.8の特定生産緑地の件について、現状では約４割が移行手続きを行ったということだが、将来的に何割ぐらいが特定生産緑地への移行手続きをとる

ということが見込まれるのか。

事務局 昨年度中に指定済みの特定生産緑地は4割強程度である。今年度も、引き続き特定生産地に指定する手続きを進めているが、まだ30件程度しか受けてはいないが、やはり個人の方々の所有の農地の話のため、現実にならるかまではまだ申し上げられないが、6割から7割ほどでは思っている。というのも数年前にアンケートをした際に、一部のみ辞める方も中にはいるが、完全に辞める方は1割程度に留まっている一方で、まだ悩んでいる方も2、3割いるということもあるので、6割強、規模としては7割までいけば、本市としては生産緑地をある程度残していけると考えている。

議長 そうすると3割ぐらいは生産緑地でなくなると思うが、それは面積的に何haぐらいになるのか。本日このあと市街化調整区域の土地利用の検討に係る説明もあると思うが、ある程度の土地が市街化区域内に放出されるとなると、その土地利用をどうするかということもかなり重要な課題になってくると思うので、どれぐらいの量なのかというのは少し気になる場所である。

事務局 昨年度、特定生産緑地に指定した面積が57.33ha。昨年度時点の全体の生産緑地の面積は121.41haである。先ほど申し上げた4割というのは面積ベースで48%弱の57.33haが指定された状況であり、どれぐらい面積が積み上がるかというのは、生産緑地所有者も大規模、小規模と様々であるため、現時点では面積ベースで具体的に言えないが、100haに達すればと期待している。これは正確な数字ではないが、本市としては土地所有者の考えも踏まえながら行う中ではその程度が望ましいのではと考えている。

議長 そうなると20ha強ぐらいの宅地が供給される可能性があると思うが、前向きに捉えると良いまちづくりの機会であるので、何らかのケアをすることも必要かなと思う。

次に「議題（1）②特定生産緑地について」事務局に説明を求める。

事務局 資料2に基づき、説明する。

議長 ただいまの報告について質問等はあるか。

さきほど私が質問させていただいたことだが、人口も増えており、開発圧力が高いという中で、特定生産緑地に指定しない生産緑地の動向はかなり重要なことで、良いまちづくりをしていくためにも、どうケアしていくかということも念頭に入れた方がよい。これは川口だけではなく、例えば東京都でも検討されている。東京都内だと、かなりの割合が特定生産緑地に移行する。そうなると川口市のような東京近郊の都市で特定生産緑地に指定しないところが出ると、かなりの開発圧力にさらされると思うので、少し検討する必要がある。

それでは続いて「（2）審議事項①保存樹木の指定について」事務局に説明を求める。

事務局 資料3に基づき説明する。

- 議 長 ただいまの説明に対し質問等はあるか。  
特にないようなので、本議題について承認ということでよいか。
- 各 委 員 反対意見なし。
- 議 長 承認とする。  
続いて、「議題（3）その他」について、事務局に説明を求める。
- 事 務 局 資料4に基づき説明する。
- 議 長 ただいまの説明に対し質問等はあるか。  
私から、あまり状況がわかってないので教えてもらいたいのだが、解除理由が土地利用を図るためというのはわかるが、維持管理が困難となったためというのはどういう状況のことを指しているのか。
- 事 務 局 大きな面積の保全緑地所有者は、以前は緑地だけであった場所の近隣に住宅等が多く出来てくると、近隣住民との調整の中で、周りへの影響が出ない範囲で適正な維持管理をしていくということが困難になってくる。そうになると、指定を解除したいと要望が出てくる。解除した後はこのケースもそうだが、かなり大規模な伐採をされてしまっていて、その後の土地利用をどうされるかまでは伺ってはいないが、売却されることもある。やはり保全緑地を持ちきれないという方の多くは、近隣とのトラブルというか、そういった人へのケアをするために指定を外した上で、将来的に土地利用したいという方が毎年一定数発生してしまっている。
- 議 長 承知した。  
他に質問はあるか。無いようなので、続いて「議題（3）その他追加資料」について事務局に説明を求める。

※以下審議検討中の事項のため議事非公開

閉 会

以上